

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条	改善命令等	生活衛生課

1 法第12条に基づき、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずる場合の審査基準は次のとおり。

厚生労働省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認められ、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

2 前記1の処分期間は、次のとおりとする。

改善に要する相当期間。

3 法第12条に基づき、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、当該特定建築物の一部の使用もしくは関係施設の使用を停止し、若しくは制限をすることを命ずる場合の審査基準は次のとおり。

厚生労働省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認められ、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

4 前記3の処分期間は、次のとおりとする。

当該事態がなくなるまでの間。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。